４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　略］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙九十九　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

４　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割承継法人（法人税法第２条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　同左］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙九十六　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

［新設］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割承継法人（法人税法第２条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。